

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号。以下「学則」という。）第11条第5項の規定に基づき、教授会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、学長、副学長及び専任の教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 学長が必要と認めるときは、その他の教員を教授会に加えることができる。ただし、教員の人事に関する事項の審議については、構成員のみとする。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、及び意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(4) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）に定める教員の人事に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長になる。ただし、学長に事故あるときは、副学長がその職務を代行する。

2 教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に教授会を開催することができる。

(会議の成立及び議決)

第5条 教授会は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、構成員の過半数以上の出席がなければ成立しない。ただし、第3条第1項第4号については、構成員（海外出張、海外研修、内地留学及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とする。

2 教授会の議事は、他の規程に特別に定めがある場合を除くほか、出席構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第1項第4号（教員の選考を除く。）に関しては、出席構成員の3分の2以上の多数をもって決する。

3 前項の場合において、投票により議事を決するときは、「出席構成員」とあるのは「有効投票」と読み替えるものとする。

(構成員以外の出席)

第6条 事務局長は、教授会に出席し、議事運営について助言する。

2 学長は、事務局次長その他必要と認める本学事務職員を、教授会へ出席させて審議事項の説明をさせ、又は事務の処理を命ずることができる。

(議事録)

第7条 教授会の議事録は、事務局が作成し、議長がこれを確認署名し、事務局長が保管する。

(非公開)

第8条 教授会は公開しない。

2 教授会の議事録及び審議資料は、公開しない。ただし、審議資料については、教授会の議決により公開することができる。

(代議員会等)

第9条 教授会は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号、次項において「施行規則」という。）

第143条第1項の規定に基づき、教授会に属する職員のうち一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、施行規則第143条第2項の規定に基づき、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 代議員会等について必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

(事務)

第10条 教授会の事務は、事務局総務課で処理をする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

付 則

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。